

業務委託契約書

BSNS コンサル (以下「甲」という)は、個人事業主様 (以下「乙」という)に対し、甲の一連の開業関連 及び 会計記帳 を作成する業務における業務委託契約 (以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (委託業務)

甲が乙に対し委託する業務 (以下「本業務」という)は甲の クライアント様 に対し 一連の開業関連 (銀行、クレジットカード、新規ビジネス の作成業務とする。 の付 ス、会計ソフト等 帯する 但し、 等は本業務に含まれないものとする。

第2条 (委託期間)

委託業務の期間は 1月1日 より 翌年3月31日 とする。

第3条 (委託料とその支払い)

甲が乙に対し支払 甲のクライアント契約月額金額の1社につき、円 (消費税別)とする。 その支払いは乙が 一連の開業届 及び 会計記帳 を甲に対して納品した月末締め翌月末日までに 甲の指定する、銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。 年間発生する 「やよいの青色申告 21」[青色申告ソフト「やよいの青色申告 21」 | 確定申告ソフトなら弥生 \(yayoi-kk.co.jp\)](#)を購入する (12,000円)。カードリーダー (約3,000円) 1回目の支払いより年間金額は、1回目の支払いより相殺するものとする

第4条 (成果物の権利帰属)

委託業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

第5条 (秘密保持)

乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

第6条 (報告義務及び損害賠償)

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。また、乙が業務を終了する場合は、引継ぎを甲にもれなく行う。万が一、甲に情報共有において、損害、また、クライアント様の情報への不正アクセス、詐欺、横領が発生した場合は、乙は、すべての損害金額に対して損害賠償に責任を負うものとする。

第7条 (契約解除)

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第8条 (協議)

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書をよく読み理解、確認し同意の旨の選択をして甲に送信するものとする。

2021 年 1 月 1 日